

政策推進部 政策推進課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 政策推進部 政策推進課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年5月7日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部政策推進課の主な業務内容及び職員数（令和6年4月1日現在）は、次のとおりである。

【政策推進課】

政策推進部 職員3人 政策推進課 職員7人 会計年度任用1人	(1) 主要事業の政策調整に関すること。
	(2) 総合計画に関すること。
	(3) 行政評価に関すること。
	(4) 広域行政に関すること。
	(5) 広域合併に関すること。
	(6) 港湾行政に関すること。
	(7) 大学等高等教育に関すること。
	(8) 庁議に関すること。
	(9) 特命事項に関すること。
	(10) 大学構想推進室に関すること。
	(11) 中核市推進室に関すること。
	(12) 部及び課の庶務に関すること。
大学構想推進室 職員3人	(1) 大学構想の推進に関すること。

+

中核市推進室 職員 1 人	(1) 中核市への移行に係る総合調整及び事務の推進に関するこ と。
	(2) 地方分権に関すること。

(職員 14 人、会計年度任用職員 1 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 四日市市土地開発公社から引き継いだ土地の管理に関するリスク
- (5) 負担金の支出におけるリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、支出事務、財産管理等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、契約事務等において一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員 6 人のうち、2 人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また 3 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ特定の職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

特に、10月の時間外勤務が100時間を超える職員が2年連続で生じており、こうした状況が令和6年度以降も継続することのないよう取り組むこと。

（３）職員配置におけるリスク

- ◆政策推進課では勤続年数の短い職員が多く見受けられるが、業務を行うにあたって技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

令和6年度は勤続年数の短い職員が多い状態となっているが、政策推進課ではそれぞれの業務について主担当と副担当をおき、他の職員がサポートできる体制をとっている。また、年度替わりにおいては担当業務についての引き継ぎ書を全員が作成して1冊にまとめ、スムーズな業務引継ぎに活用するなど、適切に業務が執行できるよう努めている。

（４）四日市市土地開発公社から引き継いだ土地の管理に関するリスク

- ◆四日市市土地開発公社の解散に伴い、政策推進課が多くの土地を引き継いでいる。これらの土地の管理や活用が適切になされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

土地開発公社から引き継いだ土地の管理業務については、四日市市文化まちづくり財団に業務委託を行い、現場確認や除草等を行っている。また、政策推進課職員による実査も、年1回行われている。

意 見

土地開発公社から引き継いだ土地については、引き続き適切に維持管理を行うこと。

(5) 負担金の支出におけるリスク

- ◆政策推進課では各種の協議会等に対して負担金の支出が行われているが、支出先の団体の活動状況などを十分に把握できているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

政策推進課が負担金を支出している団体の活動状況については、総会での報告などにより確認している。引き続き支出先団体の活動状況の適切な把握に努め、負担金額も含めて公費を支出する妥当性について常に検討を行っていく必要がある。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。

イ 政策推進課の状況が他部局の範となるよう、所属長は内部事務管理について強く意識して取り組み、事務誤りが生じることのないよう努めること。

② 四日市地区広域市町村圏協議会について【有効性の視点】

ア 四日市市、菰野町、朝日町、川越町の1市3町において四日市地区広域市町村圏協議会が設置され、広域事業の調査研究等を行い、広域的なネットワークの強化を図っている。

協議会の事務局は四日市市に置かれており、協議会に対して負担金の支出も行っていることから、引き続き広域連携の取り組みを効果的に推進するとともに、予算・決算を含めた適正な協議会運営に努めること。

イ 広域的なネットワークの強化を図るため、協議会への負担金の支出を行っているが、情報収集や人間関係の構築にとどまらず、防災や観光など四日市市が中心となつて広域的に進めることが効果的である取り組みも多くある。こうした取り組みに必要な調査業務委託を行うなど、新たな展開についても検討を行うこと。

③ 大学構想について【有効性の視点・合規性の視点】

ア JR四日市駅前への大学の設置を検討するため、令和6年度より政策推進課内に大学構想推進室を設置し、「四日市市大学設置に係る基本構想」の具体化に向けた取り組みを行っていくとのことである。今後、設置主体や基本計画、スケジュールなどの全体像を作成していくにあたっては、意思決定過程等を示す記録をとり決裁を受けるなど、適切な文書管理に努めるとともに、市民への説明責任を果たせるよう取り組むこと。

イ 大学の設置については、四日市市のみならず三重県にとって効果的な面もあると考えられることから、事業の展開を図る際には三重県との連携の確保にも努めること。

④ 行政評価について【有効性の視点】

行政評価について、現在は作成していない業務棚卸表が市ホームページに掲載されたままとなっている。市民にとって見やすく理解しやすい形での行政評価となるよう、改善を図ること。

⑤ 四日市市総合教育会議について【有効性の視点】

四日市市総合教育会議は、政策推進課が主催する形で開催し、市長と教育委員との情報共有、意見交換等を行っている。市側の全体的な調整が政策推進課であることから当会議の担当所属になっているとのことであるが、当業務が政策推進課の所管であることを明確にするため、事務分掌上の整理についても検討すること。

⑥ 職員による政策提案について【有効性の視点】

職員による政策提案について、実現可能性のある提案にとどまらず、斬新な発想に基づくものを取り上げたり、調査に係る費用を柔軟に認めたりするといった創意工夫を図り、より積極的な提案に繋がるよう取り組むこと。

⑦ 総合計画について【有効性の視点】

企業の統合報告書や他の自治体の取り組みなども参考に、四日市市の強みや特筆すべき取り組みなどが市民に分かりやすい総合計画となるよう研究を行うこと。

⑧ 中核市への移行について【有効性の視点】

ふるさと納税や中心市街地関連の業務に注力するため、一旦中核市への移行についての具体的な動きは見送ることとしているが、引き続き、中核市移行に向けて課題の整理や調査を進めること。

政策推進部 広報マーケティング課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 政策推進部 広報マーケティング課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年5月2日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部広報マーケティング課の主な業務内容及び職員数（令和6年4月1日現在）は、次のとおりである。

【広報マーケティング課】

広報マーケティング課 職員7人 会計年度任用4人	(1) 広報の企画及び調整に関すること。
	(2) マーケティング手法を活用した市の魅力の収集及び発信に関すること。
	(3) 市政の周知及び記録に関すること。
	(4) 報道機関との連絡調整及び報道資料の調整に関すること。
	(5) 市民意識の把握に関すること。
	(6) 市政に対する市民の要望及び陳情に関すること。
	(7) ふるさと納税推進室に関すること。
	(8) その他広報広聴に関すること。
	(9) 課の庶務に関すること。
ふるさと納税推進室 職員3人 任期付職員1人 会計年度任用1人	(1) ふるさと納税及び企業版ふるさと納税に関すること。
	(2) 室の庶務に関すること。

（職員10人、任期付職員1人、会計年度任用職員5人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 個人情報管理におけるリスク
- (4) 契約締結及び支出が適正に行われないリスク
- (5) パブリックコメント手続が適正に行われないリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、物品・備品管理、契約事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員7人のうち、4人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

- ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめ

とする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

- ② 令和5年度は、ふるさと納税推進室が設置された初年度であり、これに関する業務が多かったことも、時間外勤務増加の一因とのことである。ふるさと納税関連業務には、引き続き注力を期待する反面、管理職の時間外勤務時間数も把握し、管理職自らも健康管理に注意するとともに、所属長は全職員の働き方に目を配ること。

(3) 個人情報管理におけるリスク

- ◆ふるさと納税に関する事務において、多くの個人情報を取り扱っている。情報漏洩が発生する可能性はないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

個人情報にかかる書類は、常時施錠できるキャビネットに保管し、管理している。寄附者がふるさと納税ポータルサイトに入力した個人情報は、市と、返礼品を受発注する中間事業者の両方に直接共有されるため、市と中間事業者の間で個人情報をやりとりすることはない。

(4) 契約締結及び支出が適正に行われないリスク

- ◆業務委託の単独随意契約が比較的多いが、契約金額や契約相手方が不適正であったり、支払遅延が生じたりすることはないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

当該報道局の番組であるから当該報道局以外と契約締結することはできないといったやむをえない理由があるものが多い。一方で、そういった場合であっても、発信する情報の目的やターゲットなどを明確にして、これを達成し、効果を得るための媒体として、その番組である必要があるという理由が、決裁で明確に示されていなかった。

また、契約約款で規定された、支払いまでの日数である30日を越えて支払われている、すなわち支払遅延が生じているものも1件見受けられた。

意見

- ① 当該報道局の番組でのPRであるから当該報道局と単独随意契約を締結するといった場合であっても、発信する情報の目的やターゲットなどを明確にして、これを達成し効果を得るための媒体として、その番組である必要があるという理由を、決裁文書で明確に示しておくこと。
- ② 支払遅延が1件見受けられたが、契約約款で規定している支払いまでの日数である30日をも越えていたものであり、特に意識して注意すること。

(5) パブリックコメント手続が適正に行われないリスク

- ◆透明で開かれた市政を目指し、市の基本的な制度を定める条例の策定等を行おうとする実施機関はパブリックコメント手続を実施することとなっており、これにかかる事務を行う

のが広報マーケティング課である。この一連のパブリックコメント手続きが適正に行われないリスクはないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

パブリックコメント手続の流れとして、まず、実施機関となる所管課から、総務部総務課及び政策推進部広報マーケティング課に対し、当該案件を政策法務委員会に提示する旨の連絡がある。それを受けて、総務課が日程調整を、広報マーケティング課が当日の議事進行を担う。広報マーケティング課が事務局の役割を担いつつ、内容については総務課も携わっている。政策法務委員会の結論に基づき、広報マーケティング課が、パブリックコメント手続の対象とするかしないかについて確定の決裁をとる。対象となった場合は、所管課においてパブリックコメント手続が実施され、その意見の結果についての決裁が所管課から広報マーケティング課に合議として回ってくる。

その決裁を確認し、広報マーケティング課は、パブリックコメント手続実施状況を公表する。なお、公表内容には政策法務委員会の結論に基づきパブリックコメント手続条例第3条において規定されている対象要件に該当しないと判断されたものも含まれている。

また、条例制定については総務課の合議を要するので、広報マーケティング課としても把握可能であるが、計画などは、所管課の責任において政策法務委員会に提示すべき案件を提示することとなっていることから、もれなく把握できるよう、広報マーケティング課としては、毎年1月に広報・広聴計画案として、次年度に政策法務委員会に提示予定の案件の報告を受けることとしている。

意見

- ① パブリックコメント手続が必要かどうかの判断について、所管課から総務部総務課に事前相談がある場合がある。このような場合も、当該制度の主体は広報マーケティング課であるという認識を強く持つことを徹底し、総務課のみの判断で手続き不要と結論付けられて広報マーケティング課が把握していないという事態が生じない体制を、政策法務委員会で協議して整備しておくこと。
- ② 広報広聴主任者会議の内容を見直し、例えば、パブリックコメント手続の重要性をあらためて周知したり、手続きに関する最近の事例やトピックスを共有したりするなど、意義のある会議となるよう検討すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

- ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリス

クを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。

② 政策推進部とシティプロモーション部との役割分担の発信について【有効性の視点】

市の魅力発信にかかる事業の一部は、令和6年度から、シティプロモーション部観光交流課へ移行されたが、政策推進部広報マーケティング課とシティプロモーション部観光交流課との役割分担や相互の連携性が市民に伝わるよう、十分に発信していくこと。

③ 効果的な市のPRについて【効率性の視点・有効性の視点】

ア 飲食に関する番組は多くの人気を集めており、番組数も多い。こういった、人を集めることができる特性を持つコンテンツに着目し、市のPRにつなげるような手法を検討すること。

イ ふるさと納税の戦略プロデューサーの採用により、ふるさと応援寄附金が大きく増加したことが報道された。これは、特別な経費を要することなく市のPRにつながるものであり、業務に取り組む上でこういった視点も持つこと。

④ ふるさと納税について【有効性の視点】

ア 企業版ふるさと納税は、寄附による社会貢献を通じた企業のイメージアップや認知度の向上、また地域社会の活力向上などへの社会貢献を実感できる広報が重要である。市として、企業とパートナーシップの構築をはかり、地域資源を活かした新事業展開の促進や強化につながる市の魅力発信と組み合わせたマーケティング手法を工夫して取り組むこと。

イ 企業版ふるさと納税で明確なコンセプトを持った地方創生事業を行っている事例を収集するなど、事業者から本市が選択されるような要素を研究すること。

ウ 特に企業版ふるさと納税については、人と人とのつながりが重要であるので、これまで市が築いてきた人脈を活かし、行政として働きかけられるところには積極的にマーケティングすること。

⑤ 市政記者クラブの設置場所について【効率性の視点・有効性の視点】

市政記者クラブは、市と報道機関との円滑なコミュニケーションに寄与する場として設置されているが、本市の市政記者クラブは本庁舎と別棟にある。施設管理などの課題はあろうが、他自治体の状況も参考にし、より近い場所への移転も視野に入れ、今後の検討課題とすること。

政策推進部 秘書国際課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 政策推進部 秘書国際課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年5月7日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部秘書国際課の主な業務内容及び職員数（令和6年4月1日現在）は、次のとおりである。

【秘書国際課】

秘書国際課 職員6人 再任用職員1人 会計年度任用1人	(1) 秘書に関すること。
	(2) 儀式に関すること。
	(3) ほう賞及び表彰（職員の表彰を除く。）に関すること。
	(4) 名誉市民に関すること。
	(5) 市長会に関すること。
	(6) 国際交流に関すること。
	(7) 姉妹（友好）都市に関すること。
	(8) 国際交流基金に関すること。
	(9) 課の庶務に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 国際交流に関する職員配置のリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、現金等管理や基金等点数が高いものがあるが、全体的にリスクは低い評価となった。事前調査の結果、支出事務、契約事務等において一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

年間360時間を超える時間外勤務を行った職員はいなかった。課全体の時間外勤務の月平均時間も19.1時間と比較的低い水準となっていた。

引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むことが求められる。

(3) 国際交流に関する職員配置のリスク

◆姉妹都市・友好都市との交流をはじめとした国際交流業務において、技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

外部研修などの活用により知識の蓄積に努めるとともに、中国語のスキルをもつ会計年度任用職員に加え、以前国際交流業務を担当したことのある再任用職員や会計年度任用職員が配置されており、経験の短い者もスムーズに業務が遂行できる体制が整備されている。引き続き、国際交流業務に対応できる職員の確保・育成が求められる。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合规性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。

イ 秘書国際課の状況が他部局の範となるよう、所属長は内部事務管理について強く意識して取り組み、事務誤りが生じることのないよう努めること。

② 四日市市国際交流基金について【有効性の視点】

ア 四日市市の国際性の高揚、市民の国際感覚の醸成に資するため、四日市市国際交流基金を設置している。近年は寄附金の実績がなく、基金の増額が行われていない状況にあるため、将来的な基金の枯渇に備え、基金の増額につながる効果的な取り組みについて検討を行うこと。特にホームページにおいて、寄附の働きかけのみならず、市民が寄附を行いたいと思うような国際交流の記事を掲載するなどの取り組みを行うこと。

イ 基金を活用するにあたっては、ロングビーチ市や天津市に限ることなく、基金の目的に資するような活用となるよう柔軟に取り組むこと。

③ 天津国際温泉高爾夫倶楽部保証金について【有効性の視点】

現在管財課が所管している天津国際温泉高爾夫倶楽部保証金について、国際親善を目的としたものであれば秘書国際課が所管することが妥当であると考えられることから、管財課と調整を行い適切に所管替えの手続きを進めること。

また、ゴルフ場の現状についても、機会をとらえて確認を行うこと。

④ 国際交流の推進について【有効性の視点】

ア 語学の学習のみならず、国際交流にとって重要な人とのつながりを強化し、これまでの関係性を継続できるよう取り組むこと。

イ 姉妹都市や友好都市であるロングビーチ市や天津市にとどまらず、様々な国際交流の取り組みについても強化を進めること。

⑤ 報償費の執行について【有効性の視点】

記念品等の報償費の執行にあたっては、その必要性について検討を常に行うとともに、秘書国際課の所管であるべきかどうかについても検討を行うこと。

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 政策推進部 東京事務所

対象年度 令和5年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年5月2日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部東京事務所の主な業務内容及び職員数（令和6年4月1日現在）は、次のとおりである。

【東京事務所】

東京事務所 職員3人 会計年度任用1人	(1) 中央官公庁その他各種団体等との連絡に関すること。
	(2) 本市に関係のある情報及び資料の収集、調査等に関すること。
	(3) 首都圏における本市の広報及びこれを目的とした事業の実施に関すること。
	(4) 市長の特に必要と認めた事項に関すること。
	(5) 所の庶務に関すること。

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 職員配置におけるリスク

(4) 職員宿舎に置かれている備品の管理上のリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証 (別表参照)

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、組織・人員で点数が高いものがあるが、全体的にはリスクは低い評価となった。事前調査の結果、現金等管理、契約事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

年間360時間を超える時間外勤務を行った職員はいなかった。課全体の時間外勤務の月平均時間も18.5時間と比較的低い水準となっていた。

所属長は、担当ごとの業務量の偏りについて調整を図り、特定職員に業務が偏らないよう努めるとともに、イベント実施による休日出勤は、できる限り振替休日の取得に努めている。

引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むことが求められる。

派遣職員の時間外勤務命令を行うのは派遣先であり、兼務職員以外の派遣先である消防庁からは時間外勤務の報告を受け、東京事務所で実態を把握している。災害時の派遣も多く、令和4年度、5年度ともに年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。派遣職員とは随時面談を行い、体調管理等に気を配っており、また、派遣先の所属長にも時間外勤務の削減につき、申し入れを行っている。

意 見

- ① 職員数も少なく、首都圏に配置された唯一の職場であるため、チームワークを大切にし、業務の平準化を図ること。
- ② 消防庁への派遣職員について、健康維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、職員からの報告、消防庁訪問による時間外削減の申し入れに加え、消防庁訪問時に新たに本人面談を行うなど、派遣職員の状況確認及び職場環境の把握に努めること。派遣先への申し入れを継続して行うとともに、派遣職員の体調管理等の把握に努めること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆当所属勤続年数が3年未満の職員ばかりであるが、業務の遂行にあたり支障は生じていないか。また、業務の継承は適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

首都圏で主要な業務を行う特殊な職務環境であり、所長以外の職員は概ね3年周期での異動が行われている。マニュアルを作成し、データを管理することで円滑な引継ぎに努めている。また、職員間で密な情報共有を行い、業務の平準化に努めている。

(4) 職員宿舎に置かれている備品の管理上のリスク

- ◆職員宿舎に置かれている備品について、適切に管理がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

当該物品が備品であることを把握できるような目印を貼り付けるなどの対応により、居住している職員が各自で備品管理を行っている。年度末にも職員各自で実査を行い、台帳との突合を行い、所属長に報告している。

意 見

職員宿舎の備品について、リース契約の可能性も検討すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

- イ 首都圏唯一の職場であることに留意し、内部事務管理の意識を常に高く持ち、会計規則を確認するなど、慎重で丁寧な事務処理を行うこと。
- ② 首都圏における本市の広報事業の効果について【有効性の視点】
- 首都圏において、官公庁やオフィスビル街等多くの人が行き交うスペースでイベントを開催し、多数の人に本市をPRしている。本市にゆかりがなくても、SNS等の情報によりイベントに継続して参加されるリピーターや、物産イベントで本市の特産品愛好者によるリピート購入もあるとのことである。今後も費用対効果を考え、テレビ出演の機会を捉えるなどして、より効果的な広報事業を企画、実施し、本市をPRしていくこと。
- ③ 事業実施に当たっての意思決定過程について【有効性の視点・合规性の視点】
- 広報活動をはじめとする事業の実施に当たっては、事業を行う目的・必要性など意思決定過程について、記録を文書にして残すこと。
- ④ シティプロモーション事業の精査について【有効性の視点】
- 現在実施中のシティプロモーション事業を精査して、より発信力を高めること。
- ⑤ 東京に事務所を設置していることの効果検証について【有効性の視点】
- 前回の定期監査で「首都圏に職員が常駐し、情報収集・情報発信を行っている効果の検証を行うべき」との監査意見がある。今後も継続して効果検証を行うこと。
- ⑥ 職員の特性を活かした事業遂行について【有効性の視点】
- さまざまな分野を経験してきた職員が配置されていることから、省庁対応にあっては、職員の特性を活かしたものとすること。
- ⑦ 若者にとって有用な活動の場の提供について【有効性の視点】
- 本市の若者が、首都圏でPR活動を行い、それにより活動を行う若者にもプラスの影響をもたらすような双方向性のある活動の場のさらなる提供について検討すること。
- ⑧ 首都圏の学生に対する働きかけについて【有効性の視点】
- 首都圏の学生に対し、就職先として本市に拠点を有する企業等も選択肢に含むような働きかけを検討すること。
- ⑨ 本市に事業所を有する企業への働きかけについて【有効性の視点】
- 本市に事業所を有する各企業本社に対し、本市の魅力をアピールして本市出身学生の積極的な採用・配置についての働きかけを検討すること。
- ⑩ 県内外の自治体との連携等について【有効性の視点】
- 県外の自治体とも本市との共通点を活かすとともに、三重県東京事務所及び三重テラスとも連携し、本市のシティプロモーションの拡大に繋げること。
- ⑪ 地方分権の推進について【有効性の視点】
- 情報収集業務は、官公庁とのパイプという中央集権的な要素もあるが、時代は、地域のことを主体的に決定する地方分権をいっそう必要としている。外部機関との積極的な交流により、意識的に地方分権を促進する立場で活動を行うこと。
- ⑫ 情報発信及びその数値目標について【有効性の視点】
- 市民等の東京事務所に対する認知度は高いとは言えないため、ホームページを作成し、さらなる情報発信をすることを検討すること。また、X（旧Twitter）及びメー

ルマガジンの登録者等に関する数値目標を設定すること。

⑬ 派遣職員の連携について【有効性の視点】

本市から首都圏の官公庁への派遣職員が、交流・情報交換を行う場として、定期的な合同面談の開催について検討すること。

リスク評価チェックリスト

事前調査 R6. 4. 2～R6. 4. 5					政策推進部			
					政策推進課	広報・情報・マニゲル課	秘書・総務課	東京事務所 (算出先加所)
チェック項目：リスクを内在する事象			想定されるリスク	リスクの発生可能性の程度 評価指標	リスク発現時の被害又は影響の程度 評価指標	評点	評点	評点
(1) 所属の主要な事務事業	ア	許可可、不利益処分に係る事務を行っているか。 (許可、認可、給付費支給決定、使用料等の減免決定、税等の賦課決定、許可の取消し、免許の効力の停止等)	許可可等の事務が適切に行われないリスク	0 許可可等の事務なし 1 所属の主要な業務ではないが許可可等の事務あり 2 許可可等の事務が主要な業務		0	0	0
	イ	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	1 内部統制は、基本的に自所属のみで行う 2 部内における内部統制に関わる業務を行っている 3 全庁的な内部統制に関わる業務を行っている		2	2	2
(2) 収入事務	ア	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか。 (施設等使用料、保育料、市営住宅賃料、手数料等)	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	0 なし、又は、たまに手数料等の徴収あり 1 所属の主要な業務ではないが、定期的に行っている 2 主要な業務として毎月行っている	徴収額 1 1000万円未満 2 1000万円以上1億円未満 3 1億円以上	1	6	0
	イ	滞納債権があるか。	滞納債権の適正な管理がされないリスク	0 滞納債権なし 1 滞納債権10件未満 2 滞納債権10件以上	滞納債権の総額 1 100万円未満 2 100万円以上	0	0	0
(3) 現金等管理	ア	現金や金券(切手・収入印紙・駐車券等)の取扱いがあるか。	現金・金券の紛失、散逸間違い、処理遅れ、着服等のリスク	0 扱っていない 1 週に1回未満 2 週に1回以上	1 か月の現金・金券の取扱平均額 1 10万円未満 2 10万円以上	1	0	4
(4) 支出事務	ア	歳出予算(給料、職員手当等及び共済費並びに会計年度任用職員の任用にかかる報酬及び旅費を除く)の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	執行件数(1件当たり100万円以上のもの(契約書の作成が必要なもの)) 1 10件未満 2 10件以上	所属の支出総額(給料、職員手当等及び共済費並びに会計年度任用職員の任用にかかる報酬及び旅費を除く) 1 3000万円未満 2 3000万円以上1億円未満 3 1億円以上	6	6	1
	イ	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。 (負担金は研修負担金を除く。)	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 補助金等の予算なし 1 補助金等の予算1000万円未満、かつ運営費に対する補助金なし 2 補助金等の予算1000万円以上、または運営費に対する補助金あり	1 財源が国県費のみ 2 財源が市費のみ、又は市費と国県費	2	2	2
	ウ	扶助費を支出しているか。	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 扶助費 予算なし 2 扶助費 予算あり	扶助費の支出総額 1 3000万円未満 2 3000万円以上1億円未満 3 1億円以上	0	0	0
(5) 契約事務	ア	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	工事請負費、原課契約工事に係る契約の件数 0 なし 1 10件未満 2 10件以上	工事請負費、修繕料に係る予算の合計額 1 1000万円未満 2 1000万円以上1億円未満 3 1億円以上	0	0	0
	イ	事業者と業務委託の契約を締結しているか。 (施設管理業務委託、事業運営業務委託など)	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	委託件数 0 なし 1 5件未満 2 5件以上	1 事務事業の一部であり軽易な部分のみを委託 2 事務事業の主要な部分を委託	2	4	2
	ウ	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。(エに該当する契約を除く。)	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	単独随意契約による工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約の件数 0 なし 1 10件未満 2 10件以上	単独随意契約による工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約における契約金額の合計 1 100万円未満 2 100万円以上	2	2	1
	エ	指定管理者制度を導入しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	指定管理者制度により管理している公の施設 0 なし 2 あり		0	0	0
	オ	プロポーザルによる契約(企画提案型のものを含む。)又は特定の地域活動組織との継続的な契約(「プロポーザル等による契約」という。)を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	0 なし 2 あり		4	4	0
(6) 財産管理	ア	公有財産(土地・建物・工作物)を所管しているか。	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用(又は、市民に有効利用)されないリスク	0 なし 2 あり		4	0	0
	イ	土地又は建物の貸付けを行っているか。	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	0 なし 2 あり		4	0	0
(7) 基金	ア	基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	0 なし 2 あり		4	4	4
(8) 情報管理	ア	個人情報取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	1 個人情報の取り扱い件数が、概ね100件未満である 2 個人情報の取り扱い件数が、概ね100件以上である 3 個人情報の取り扱い件数が概ね100件以上で、外部事業者とデータのやり取りがある		2	6	2
(9) 組織・人員	ア	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか。	分掌事務が十分に行われないリスク	0 なし 1 部局の変更(所管業務は変更なし) 2 主要業務の所管替えや組織変更に伴う所管業務の再編成あり		0	4	0
	イ	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキル(知識、経験)が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	1 3年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の50%以上 2 3年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の50%未満		4	4	4
	ウ	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	0 年間時間外勤務360時間以上の職員なし 2 年間時間外勤務360時間以上の職員あり 3 厚生労働省が定める過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行っている職員あり		6	4	0
(10) その他	ア	毒物・劇物・危険物等の取り扱いがあるか。	毒物・劇物・危険物等が適切に管理されないリスク	0 毒物・劇物・危険物等を保管していない 2 毒物・劇物・危険物等を保管している		0	0	0
合計点						44	48	22